

DV防止普及啓発

ネル展を開催

とを目的とし、11月12日~25 くす運動」を実施します。 日に「女性に対する暴力をな る取り組みを一層強化するこ では、社会の意識啓発等、女 暴力撤廃国際日です。内閣府 性に対する暴力の問題に関す 市も同運動に伴い、11月12

> 宅で、市の定める基準に適合 行の耐震基準に適合しない住 対耐震診断を行った結果、現

開催します。ぜひご覧いただ **問**企画政策課男女共同参画室 き、DV防止の輪を広げてい **加**市役所第二庁舎入口 (**2**042 – 387 – 9853) 防止普及啓発パネル展」を (金) ~25日(木)に「D

改修費用助成制度 木造住宅耐震診断

要です。事前書類の提出や指 いて詳しくはお問い合わせく 定調査機関等、助成条件につ じて耐震補強をすることが重 が耐震診断を行い、必要に応

助成は一回のみになります。 耐震診断費用の助成】 なお、同一の住宅に対し各 市内の一定の要件を満たす

上した市内に存する地階を除 費用の一部を助成します。 木造住宅の耐震診断に要した と 所有する個人 図昭和56年5月31日以前に着 (延床面積の過半が居住用) 戸建·木造店舗併用住宅 、階数が2階建て以下の木造

11月25日は、女性に対する

間まちづくり 推進課住宅係 耐震改修費用の2分の1以内 (千円未満は切り捨て) 助成金額の万円を上限に、 た耐震改修を行った住宅

042 387 9861)

市道の現況測量を実施

道路台帳平面図補正のた 市道の現況測量を実施し

着用します。 身分証明書を携帯し、腕章を 対象地区市内全域 **期間**11月~令和4年3月 なお、作業員は、市発行の

大地震に備えて自分の住宅

特例制度 住宅用地の建て替え

042 387 98557)

間道路管理課道路測量係(云

税・都市計画税の税額が上が 用されず、土地の固定資産 合、住宅用地の特例制度が適 途中で家が完成していない場 年1月1日現在、更地や建設 屋を建て替える際は、令和4 市内にある既存の住宅用家

和4年度課税の対象です) の適用が受けられます。 していれば引き続き特例制度 ただし、一定の条件を満た 適用条件等、

耐震診断費用の3分の2以内

|助成金額10万円を上限に、

い合わせください。

11月は市役所接遇向上月間

基づき耐震改修を行う場合

に、改修に要した費用の一部

者が耐震診断を行い、診断に

市内にある木造住宅の所有 |耐震改修費用の助成]

向上月間」とします。 を目的として、11月を「接遇 に対する意識啓発を図ること 返り、職員一人ひとりの接遇 市職員が自らの接遇を振り

を助成します。

遇の向上に努めます。 を利用していただけるよう接 を訪れ、気持ちよくサービス

皆さんが気兼ねなく市役所

お気付きの点がありました てください。 ら、アンケート用紙に記入し なお、職員の接遇に関して

所第二庁舎1階、図書館本館 問職員課人事研修係(☎~~ に、市役所本庁舎1階、市役 ■アンケート用紙・回収箱設 11月1日(月)~30日(火)

387 9808)

不用品交換コーナー

を設置しています。 た不用品を紹介するコーナー ため、家庭で使用しなくなっ 対象品家具、電気製品、一 資源の節約、ごみの減量の

役所第二庁舎4階)へお申し 个用品交換コーナーに掲示し 込みください。登録カードを 利用方法直接、経済課(市

ドメスティックバイオレン

ス(DV)は、殴る、ける等

だけでなく、精神的・社会

的・性的・経済的な暴力な

パートナーからの暴力に悩んでいませんか つけてしまう人権侵害です。

般機器、幼児用品などで破損

していないもの

ひとりで悩まず、まずはご 相談ください。

間企画政策課男女共同参画室

ど、さまざまな形で現れ、被 📔 (☎042-387-9853)	
害を受けた人の心や身体を傷	
相談先	
企画政策課男女共同参画室	042-387-9853
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京ウィメンズプラザ(DV専用ダイヤル)	03 - 5467 - 1721
東京都女性相談センター	03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	042 - 522 - 4232
警視庁総合相談センター	03 - 3501 - 0110
東京都女性相談センター(夜間・緊急時)	03 - 5261 - 3911
DV相談+ (プラス) (24時間対応)	

し、必ず交渉結果をご連絡く て紹介します(掲示は4か月

387 1983 1 問経済課消費生活係(☎~2 市民協働支援センター

同準備室では、市民協働推

8時30分~正午、午後1時~ 5時(祝日を除く) 開所日時月曜~金曜日午前

働のコーディネート▽情報収 集・発信▽市民活動団体リス 活動等の相談▽団体向けの協 m 社会福祉協議会内 主な業務▽市民協働・市民

問同準備室(☎42-88-77

。当事者間で直接交渉

他市内在住の方に限ります

ド)の放送時間が変わります。 月~令和4年3月)

進員を配置し、市民協働推進

のための諸業務を行っていま

場合は委任状を 代理人が手続きをする

きをする場合は、原則として 本人(依頼する人)直筆の委 転免許証、保険証などの本人 任状と代理人(来庁者)の運 市民課で代理人が各種手続

確認書類が必要です。 また、請求の際には、住民 戸籍関係書類の具体的な

jp/kyodo184/) 67\frac{\mathstropents http://blog.livedoor.

ふれあいメロディーの

ッツ・ア・スモール・ワール メロディー」(定時放送=イ **放送時間**午後4時30分(11

放送時間が変更

11月1日から、「ふれあい

関係は取り扱いが 請求理由を明らから す。※委任状の書式 だく場合があります 証明書の交付、マイ なお、印鑑登録、

-ムページに掲載

していま

委任状は必要ありません。 >住民票(除票は除く)=同 次の方が来庁する場合は、[委任状が必要でない場合]

異なりま 市ホ

証明書・独身証明書は、 以外の方が来庁する際は委任 戸籍関係書類のうち身分 (親子等)※ただ 本人

,籍関係書類=該当の戸籍

内で同一世帯の方、 過市民課市民係 後の住所で同一世帯の方 内での住所変更)は引っ >住所異動=転入・転出は市 転居

東京消防庁

の火災予防運

※メール・チャット相談はDV相談+ホームページ|

「もう一度 確認 安心 火の用心」 作者=菅野珠加さん・江戸川区在住 (令和3年度東京消防庁防火標語)

11月9日(火)~15日(月)は秋の火 災予防運動です。特に「寝たばこを しない」「こんろは火をつけたまま 離れない」「ストーブの近くに燃え やすいものを置かない」ようにしま しょう。

(https://soudanplus.jp/) から

問小金井消防署予防課(☎042-384 -0119)

【消防団員による巡回広報活動】

消防団および小金井消防署では、 市民の皆さんに防火に対する意識を 高めてもらうため、市長・市議会議 長等の参加のもと市内巡回広報を行 います。

消防団員は、職業を持つかた ら、昼夜を問わずに発生する各種災 害に備え、常に訓練を積み重ね、市 民の皆さんの生命や財産を守り、ま た、安全で住みよいまちづくりのた めに、積極的に活動しています。

0120 - 279 - 889

なお、秋の火災予防運動の期間中 は、夜間巡回広報活動を強化して行

います。 **時**11月14日(日)午前10時ころ 問地域安全課防災消防係(☎042-387 - 9807

